

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPM に対する課税情報目的外利用要件の緩和

提案団体

尼崎市

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたいが、所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとすると、地方税法第 22 条、地方公務員法第 34 条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。

他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPM のための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第 22 条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。

【制度改正の必要性】

代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

本市では、EBPM を推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国の EBPM 推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。

【懸念・解消策】

懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。

根拠法令等

地方税法第 22 条(秘密漏えいに関する罪)
地方公務員法 34 条(秘密を守る義務)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市

○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせて活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考えます。

○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。

○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な行財政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。

○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

電子申請における本人確認手段の統一

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。
具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追記する。

具体的な支障事例

【支障事例】

本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。

【懸念事項】

マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。

【懸念事項の解消策】

マイナンバーカードが普及するまでの経過的措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。

具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。

行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようにする。

根拠法令等

各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形市、福島県、石岡市、芦屋町

○マイナンバーカードを持っていなくても電子申請を行うことができるようにした場合には、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。

○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。